

オンラインによる本人確認に関する個別規程_新旧対照表

※下線箇所は改定部分です。

旧	新
オンラインによる本人確認に関する個別規程 (略) 第 1 条 (個別規程の範囲及び変更) (略) 第 2 条 (本人確認手続) 会員は、当社所定の手続により本人確認を申請するものとします。 2.次条第 1 項本文の本人確認を行ったあと、会員が本規約に定めるところにより登録情報の氏名を変更した場合、オンラインによる本人確認が必要なサービス又は商品を利用するためには、再度本人確認を申請する必要があります。 第 3 条 (情報の取得及び利用目的) 当社は、前条の申請を受けて、本人確認を要する会員サービスを提供することを目的に、次の各号に掲げる方法のうち、会員が選択した方法で取得した情報（以下「取得情報」といいます。）と、登録情報<u>の氏名</u>を突合し、本人確認を行います。 なお、会員が本条第 2 号の方法を選択した場合は、当社所定の方法により、会員の本人確認書類の画像及び会員の顔写真（いずれも、「取得情報」に含みます。）を取得し、顔認証等を行います。 1.マイナンバーカードを用いる方法 会員のマイナンバーカードを用いて、当該カードに格納されている有効な署名用電子証明書に含まれる氏名、住所、性別、生年月日を読み込み、取得します。 なお、署名用電子証明書の有効性の確認については、総務省認定プラットフォーム事業者の機能を利用します。 2.顔写真及び本人確認書類を用いる方法 当社所定の方法により顔認証が完了した会員の本人確認書類に記載された氏名、住所、性別（記載がある場合に限りです。）、生年月日を読み取り、取得します。 3.当社は、前項のほか、会員からの問い合わせに対応することを目的に取得情報を利用します。 第 4 条～第 7 条 (略) 附則 (2025 年 7 月 1 日)	オンラインによる本人確認に関する個別規程 (略) 第 1 条 (個別規程の範囲及び変更) (略) 第 2 条 (本人確認手続) 会員は、当社所定の手続により本人確認を申請するものとします。 2.次条第 1 項本文の本人確認を行ったあと、会員が本規約に定めるところにより登録情報の氏名<u>または住所</u>を変更した場合、オンラインによる本人確認が必要なサービス又は商品を利用するためには、再度本人確認を申請する必要があります。 第 3 条 (情報の取得及び利用目的) 当社は、前条の申請を受けて、本人確認を要する会員サービスを提供することを目的に、次の各号に掲げる方法のうち、会員が選択した方法で取得した情報（以下「取得情報」といいます。）と、登録情報を突合し、本人確認を行います。 なお、会員が第 2 号の方法を選択した場合は、当社所定の方法により、会員の本人確認書類の画像及び会員の顔写真（いずれも、「取得情報」に含みます。）を取得し、顔認証等を行います。 ①マイナンバーカードを用いる方法 会員のマイナンバーカードを用いて、当該カードに格納されている有効な署名用電子証明書に含まれる氏名、住所、性別、生年月日を読み込み、取得します。 なお、署名用電子証明書の有効性の確認については、総務省認定プラットフォーム事業者の機能を利用します。 ②顔写真及び本人確認書類を用いる方法 当社所定の方法により顔認証が完了した会員の本人確認書類に記載された氏名、住所、性別（記載がある場合に限りです。）、生年月日を読み取り、取得します。 2.当社は、前項のほか、会員からの問い合わせに対応することを目的に取得情報を利用します。 第 4 条～第 7 条 (略) 附則 (2025 年 7 月 1 日)

本個別規程は、2025 年 7 月 1 日から実施します。

本個別規程は、2025 年 7 月 1 日から実施します。

附則（2026 年 2 月 11 日）

本個別規程は、2026 年 2 月 11 日から実施します。